

質問第二号

生活保護の母子加算・老齢加算復活に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年九月十七日

小池 晃

参議院議長 江田 五月 殿

生活保護の母子加算・老齢加算復活に関する質問主意書

かつて自民党・公明党の政権は、生活保護を受けない世帯の消費支出が生活保護費より低いことなどを理由として、母子加算・老齢加算を廃止した。「この事によつて子どもが進学をあきらめた」、「入浴回数や暖房費などを節約して体調維持さえ困難になった」など生活保護を受けるひとり親世帯、高齢者世帯の生活に深刻な影響を与えている。健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法二十五条に反する措置であり、ただちに母子加算・老齢加算を復活することが求められる。

母子加算については前国会で日本共産党、民主党、社会民主党、国民新党の四党共同で母子加算を復活させる生活保護法改正案を本院に提出し、本院では可決されたものの、衆議院の解散にともない廃案となった。現政権の共通政策においても母子加算の復活が掲げられている。

そこで以下質問する。

一 政府として生活保護母子加算を復活させる措置をとるのか。その場合、実施時期はどのように考えているか。また加算額の水準は従前と同様なものを想定しているのか。

二 母子加算を復活させた場合に、対象世帯数はどの程度と見込んでいるのか。また、必要な経費はどの程

度か。財源はどのように確保するのか。

三 母子加算・老齢加算は厚生労働大臣の告示で廃止した。その復活には生活保護法などの法改正は必要ないものと考えているが如何。

四 ひひとり親世帯の特別の需要をまかなくなってきた母子加算と同様に、老齢加算も高齢者世帯の特別の需要をまかなくなってきた。母子加算とともに老齢加算も復活すべきではないか。

右質問する。